

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

社会福祉法人翠松会

1、入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。

2、資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

3、両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備。
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

4、腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

5、生産性向上のための業務改善の取組

- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化。
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。

6、やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。

当法人では、これからも職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。

令和6年4月1日